

平成 23 年第 9 回松阪市教育委員会定例会事項書

日時 平成 23 年 6 月 2 日 (木) 午後 1 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■議題

議案第 17 号 松阪市立幼稚園就園奨励事業の実施に関する規則の一部改正について

委員 何から減免するのですか。

事務局 この制度は、幼稚園に通園する園児の保護者の保育料を減免することによって、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るために国の補助金を受けて実施しています。幼稚園の保育料は月額 5 5 0 0 円です。生活保護世帯になりますと全額免除します。市民税非課税世帯は、第 1 子は年額 2 万円を減免します。第 2 子の場合、兄弟が幼稚園にいる場合は、年額 5 万円減免し、小学校 1～3 年にいる場合は、3 万 5 千円を減免します。市民税の所得割りの非課税の世帯は、第 1 子で 2 万円を減額します。

委員 保育料の減免ということですか。

事務局 そうです。

議案第 17 号 可決

- 報告事項
- 1 平成 23 年度子ども支援研究センター相談事業等について
  - 2 教科書採択について
  - 3 児童生徒の問題行動等について

委員 火遊びとはどのようなことですか。

事務局 小学校では、友達と遊んでいて枯れ草に火をつけてしまった。消防車が来て鎮火した。ということがありました。

委員 ライターか何か持っていたのですか。

事務局 そうです。

委員 中学校の卒業生で保護観察を受けている子が学校に来て悪さをしていると聞きましたが。

事務局 該当の学校で対処しています。

委員 カウンセラー相談というのは、専門家のカウンセリングとありますが、医師もみえますか。

事務局 カウンセラー相談は臨床心理士がしていますが、相談の中でカウンセラーが医療機関のほうが良いと判断した場合は紹介しています。

委員 文部科学省がカウンセラーを学校へ派遣するとしています。

事務局 現在スクールカウンセラーということで、各学校に臨床心理士または大学教授等が配置されています。全ての中学校と一部の小学校に配置されています。その拡充は、県に要望していますが拡充するという報告は聞いていません。

事務局 カウンセラーの要望が多いですが、資格者が少ないです。特に臨床心理士はハードルが高く、費用も高いです。県下で始まったころは40人ほどで、その中で学校に来ていただける人は少ない状況です。最近は「準ずるもの」もあり幅が広がってきました。

事務局 小学校にも拡充の希望をしています。中学校には週1回、必要に応じて小学校にも配置しています。

委員 常駐ではなく必要な時だけですか。

事務局 人が少なく、何校か兼務してもらっています。カウンセラーと相談者の日程調整をしています。その中で課題があれば、学校として関係機関と連携を図っています。